

令和 5 年

第 4 回 広陵町 議会 定例会 議案

令和 5 年 1 2 月 8 日

北 葛 城 郡 広 陵 町

付 議 事 件

- 報告第 1 5 号 町道の管理の瑕疵に基づく損害賠償額の決定
に係る専決処分の報告について [1 頁]
- 報告第 1 6 号 広陵町空家等の適正管理に関する条例及び広陵町
空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例
の専決処分の報告について [7 頁]
- 議案第 7 8 号 広陵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき
同意を求めることについて [1 3 頁]
- 議案第 7 9 号 広陵町行政組織条例の一部を改正することに
ついて [1 5 頁]
- 議案第 8 0 号 広陵町議会議員及び広陵町長の選挙における
選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正
することについて [1 9 頁]
- 議案第 8 1 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部
を改正することについて [2 3 頁]
- 議案第 8 2 号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に
関する条例の一部を改正することについて [2 7 頁]
- 議案第 8 3 号 広陵町議会議員の議員報酬等に関する条例の
一部を改正することについて [3 1 頁]
- 議案第 8 4 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正
することについて [3 5 頁]
- 議案第 8 5 号 一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部
を改正することについて [4 5 頁]
- 議案第 8 6 号 広陵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償
に関する条例等の一部を改正することについて [4 9 頁]
- 議案第 8 7 号 広陵町学校給食費徴収条例の一部を改正する
ことについて [5 9 頁]
- 議案第 8 8 号 広陵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育
事業の運営に関する基準を定める条例の一部を
改正することについて [6 3 頁]

議案第 8 9 号	広陵町放課後子ども育成教室条例の一部を改正 することについて	[6 7 頁]
議案第 9 0 号	広陵町下水道条例の一部を改正することについて	[7 1 頁]
議案第 9 1 号	令和 5 年度広陵町一般会計補正予算（第 5 号）	[7 5 頁]
議案第 9 2 号	令和 5 年度広陵町国民健康保険特別会計補正 予算（第 2 号）	[1 4 1 頁]
議案第 9 3 号	令和 5 年度広陵町下水道事業会計補正予算 （第 1 号）	[1 5 5 頁]
議案第 9 4 号	古寺川調整池整備工事（4 工区）に係る請負 契約の締結について	[1 5 9 頁]
議案第 9 5 号	町道の路線認定について	[1 6 1 頁]
議案第 9 6 号	指定管理者の指定について	[1 7 7 頁]

報 告 第 1 5 号

町道の管理の瑕疵に基づく損害賠償額の決定
に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項
の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項
の規定により報告する。

令和5年12月8日報告

広陵町長 山 村 吉 由

専 決 処 分 書

町道の管理の瑕疵^{かし}に基づく損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年10月6日専決

広陵町長 山村吉由

町道の管理の瑕疵に基づく損害賠償額の決定
について

1 相手方

奈良県北葛城郡広陵町馬見中1丁目4番21-4号
有限会社庭工房
代表取締役 今出 秀典

2 事故の概要

(1) 事故発生日時

令和5年5月22日 午前9時50分頃

(2) 事故発生場所

奈良県北葛城郡広陵町大字三吉元赤部方地内
町道笠ハリサキ線笠ハリサキトンネル内

(3) 事故の状況

相手方代表取締役が同社所有の自動車を運転し、町道笠ハリサキ線を西進中、笠ハリサキトンネル内において当該車両の左側前輪が舗装の剥離部分にはまり込み、左側前輪のアルミホイールを破損させたもの

3 損害賠償額

39,116円

当該事故による相手方車両の損害額は、55,880円で、本町7割の過失割合として、39,116円を本町の負担とする。

なお、当該損害賠償額は、町が加入している保険により全額補填済みである。

報 告 第 1 6 号

広陵町空家等の適正管理に関する条例及び広陵町
空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例
の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項
の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項
の規定により報告する。

令和5年12月8日報告

広陵町長 山 村 吉 由

専 決 処 分 書

広陵町空家等の適正管理に関する条例及び広陵町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年11月22日専決

広陵町長 山村吉由

広陵町空家等の適正管理に関する条例及び広陵町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例

(広陵町空家等の適正管理に関する条例の一部改正)

第1条 広陵町空家等の適正管理に関する条例（令和2年3月広陵町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第14条」を「第22条」に改める。

(広陵町空家等対策協議会設置条例の一部改正)

第2条 広陵町空家等対策協議会設置条例（平成29年3月広陵町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第2条第1号中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年12月13日から施行する。

議 案 第 7 9 号

広陵町行政組織条例の一部を改正することについて

広陵町行政組織条例（昭和47年9月広陵町条例第19号）
の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年12月8日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町行政組織条例の一部を改正する条例

広陵町行政組織条例（昭和47年9月広陵町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中「企画部
総務部」を「企画総務部」に改める。

第2条企画部の項を次のように改める。

企画総務部

- (1) 秘書、儀式、交際及び渉外に関する事。
- (2) 職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関する事。
- (3) 町行政の総合政策及び総合調整に関する事。
- (4) 特命事項の調整及び推進に関する事。
- (5) 広報及び広聴に関する事。
- (6) 情報化に関する事。
- (7) 議会及び町行政一般に関する事。
- (8) 例規その他の文書に関する事。
- (9) 予算その他の財務に関する事。
- (10) 町有財産に関する事。
- (11) 入札及び検査に関する事。
- (12) 危機管理及び防災に関する事。
- (13) 地域安全に関する事。

第2条総務部の項を削り、同条けんこう福祉部の項第8号及び第9号を削り、同条住民環境部の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 町税の賦課及び徴収に関する事。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第2条けんこう福祉部の項第8号及び第9号を削る改正規定は、同年4月1日から施行する。

(広陵町特別土地保有税審議会条例の一部改正)

- 2 広陵町特別土地保有税審議会条例（昭和53年4月広陵町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条中「総務部税務課」を「特別土地保有税担当課」に改める。

議 案 第 8 0 号

広陵町議会議員及び広陵町長の選挙における選挙
運動の公費負担に関する条例の一部を改正する
ことについて

広陵町議会議員及び広陵町長の選挙における選挙運動の公
費負担に関する条例（令和2年12月広陵町条例第23号）
の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年12月8日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町議会議員及び広陵町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

広陵町議会議員及び広陵町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年12月広陵町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の広陵町議会議員及び広陵町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議 案 第 8 1 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を
改正することについて

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月広
陵町条例第25号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年12月8日提出

広陵町長 山 村 吉 由

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月広陵町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条の3の次に次の1条を加える。

（時間外勤務代休時間）

第8条の4 任命権者は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年8月広陵町条例第19号）第10条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある第10条第1項に規定する勤務日等（同項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第10条第1項中「勤務日等（）」の次に「第8条の4第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び」を加える。

第15条第3項中「（昭和32年8月広陵町条例第19号）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

議 案 第 8 2 号

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する
条例の一部を改正することについて

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年8月広陵町条例第18号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年12月8日提出

広陵町長 山 村 吉 由

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年8月広陵町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

- (2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月広陵町条例第25号）第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間並びに同条例第10条第1項に規定する休日及び代休日（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）

第2条に次の1号を加える。

- (3) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例第12条第1項に規定する年次有給休暇及び法第28条第2項に規定する休職の期間
- 附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

議 案 第 8 3 号

広陵町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部
を改正することについて

広陵町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年9
月広陵町条例第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年12月8日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 広陵町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年9月広陵町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 広陵町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の広陵町議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の広陵町議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議 案 第 8 4 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正
することについて

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年8月広陵町
条例第19号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年12月8日提出

広陵町長 山 村 吉 由

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年8月広陵町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第8条の2第2項第2号中「定める額（」の次に「第8条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、」を加え、「のうち、」を「（」に改め、「定める職員」の次に「に限る。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（在宅勤務等手当）

第8条の3 住居その他これに準ずるものとして町長が規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他町長が規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、町長が規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

第9条中「ときは」の次に「、勤務時間等条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間」を加える。

第10条に次の3項を加える。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち町長が規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対

して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間等条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する町長が規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第1項及び第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する町長が規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

第15条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第16条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 162,100	円 208,000	円 240,900	円 271,600	円 295,400	円 323,100	円 365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600

22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400

49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	

76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600				
95		296,200	344,100				
96		296,600	344,500				
97		296,800	344,700				
98		297,100	345,100				
99		297,500	345,500				
100		297,900	345,800				
101		298,100	346,100				
102		298,400	346,500				

103		298,800	346,900				
104		299,100	347,300				
105		299,300	347,800				
106		299,600	348,200				
107		300,000	348,600				
108		300,300	349,000				
109		300,500	349,500				
110		300,900	349,900				
111		301,300	350,200				
112		301,600	350,500				
113		301,800	351,000				
114		302,000					
115		302,300					
116		302,700					
117		302,900					
118		303,100					
119		303,400					
120		303,700					
121		304,100					
122		304,300					
123		304,600					
124		304,900					
125		305,200					
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料 月額						
	円 188,700	円 216,200	円 256,200	円 275,600	円 290,700	円 316,200	円 358,000

別表第2アの表5級の項及びイの表5級の項中「参事」の次に「、副館長」を加える。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第16条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第9条の改正規定及び第10条第3項の次に3項を加える改正規定 令和6年1月1日

(2) 第1条中第2条第1項の改正規定、第8条の2第2項第2号の改正規定及び同条の次に1条を加える改正規定並びに第2条の規定 令和6年4月1日

2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「第1条改正後の条例」という。)別表第1の規定は令和5年4月1日から、第1条改正後の条例第15条及び第16条の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 第1条改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議 案 第 8 5 号

一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部
を改正することについて

一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成28年12
月広陵町条例第6号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年12月8日提出

広陵町長 山 村 吉 由

一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成28年12月広陵町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	380,000 円
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議 案 第 8 6 号

広陵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に
関する条例等の一部を改正することについて

広陵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
(令和元年9月広陵町条例第6号)等の一部を別紙のとおり
改正する。

令和5年12月8日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等
の一部を改正する条例

(広陵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 広陵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
(令和元年9月広陵町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、
「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第10条中「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、
同条の表に次のように加える。

第10条第4項	勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日
---------	----------------------------------	-----------------------------

第13条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第13条の2 給与条例第16条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第16条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第18条に次の1項を加える。

4 次に掲げる時間の合計が1月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50

第21条第1項中「この条」の次に「及び次条第1項」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第21条の2 給与条例第16条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員にあつては給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第16条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

給料表

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額

1	1 6 2, 1 0 0 ^円	2 0 8, 0 0 0 ^円
2	1 6 3, 2 0 0	2 0 9, 7 0 0
3	1 6 4, 4 0 0	2 1 1, 4 0 0
4	1 6 5, 5 0 0	2 1 2, 9 0 0
5	1 6 6, 6 0 0	2 1 4, 4 0 0
6	1 6 7, 7 0 0	2 1 6, 2 0 0
7	1 6 8, 8 0 0	2 1 7, 9 0 0
8	1 6 9, 9 0 0	2 1 9, 6 0 0
9	1 7 0, 9 0 0	2 2 1, 1 0 0
1 0	1 7 2, 3 0 0	2 2 2, 6 0 0
1 1	1 7 3, 6 0 0	2 2 4, 1 0 0
1 2	1 7 4, 9 0 0	2 2 5, 6 0 0
1 3	1 7 6, 1 0 0	2 2 6, 8 0 0
1 4	1 7 7, 6 0 0	2 2 8, 2 0 0
1 5	1 7 9, 1 0 0	2 2 9, 6 0 0
1 6	1 8 0, 7 0 0	2 3 1, 0 0 0
1 7	1 8 1, 8 0 0	2 3 2, 4 0 0
1 8	1 8 3, 2 0 0	2 3 4, 0 0 0
1 9	1 8 4, 6 0 0	2 3 5, 5 0 0
2 0	1 8 6, 0 0 0	2 3 6, 9 0 0
2 1	1 8 7, 3 0 0	2 3 8, 1 0 0
2 2	1 8 9, 6 0 0	2 3 9, 7 0 0
2 3	1 9 1, 8 0 0	2 4 1, 2 0 0
2 4	1 9 4, 0 0 0	2 4 2, 6 0 0
2 5	1 9 6, 2 0 0	2 4 3, 6 0 0
2 6	1 9 7, 9 0 0	2 4 5, 1 0 0
2 7	1 9 9, 4 0 0	2 4 6, 4 0 0

28	200,900	247,600
29	202,400	248,700
30	203,800	249,700
31	205,200	250,600
32	206,600	251,500
33	208,000	252,400
34	209,300	253,300
35	210,600	254,100
36	211,900	254,900
37	213,200	255,600
38	214,400	256,700
39	215,600	257,900
40	216,700	259,000
41	217,800	260,200
42	218,900	261,400
43	219,900	262,500
44	220,900	263,600
45	221,800	264,700
46	222,700	265,800
47	223,600	266,900
48	224,500	267,900
49	225,400	268,900
50	226,300	269,900
51	227,200	270,900
52	228,100	271,800
53	228,900	272,700
54	229,800	273,600

5 5	2 3 0 , 7 0 0	2 7 4 , 5 0 0
5 6	2 3 1 , 5 0 0	2 7 5 , 4 0 0
5 7	2 3 1 , 8 0 0	2 7 6 , 3 0 0
5 8	2 3 2 , 6 0 0	2 7 7 , 2 0 0
5 9	2 3 3 , 3 0 0	2 7 8 , 1 0 0
6 0	2 3 3 , 9 0 0	2 7 9 , 0 0 0
6 1	2 3 4 , 5 0 0	2 8 0 , 0 0 0
6 2	2 3 5 , 2 0 0	2 8 1 , 0 0 0
6 3	2 3 5 , 8 0 0	2 8 1 , 9 0 0
6 4	2 3 6 , 3 0 0	2 8 2 , 8 0 0
6 5	2 3 6 , 8 0 0	2 8 3 , 3 0 0
6 6	2 3 7 , 3 0 0	2 8 4 , 0 0 0
6 7	2 3 7 , 8 0 0	2 8 4 , 7 0 0
6 8	2 3 8 , 4 0 0	2 8 5 , 6 0 0
6 9	2 3 8 , 9 0 0	2 8 6 , 6 0 0
7 0	2 3 9 , 4 0 0	2 8 7 , 4 0 0
7 1	2 3 9 , 9 0 0	2 8 8 , 2 0 0
7 2	2 4 0 , 4 0 0	2 8 9 , 0 0 0
7 3	2 4 0 , 9 0 0	2 8 9 , 7 0 0
7 4	2 4 1 , 4 0 0	2 9 0 , 2 0 0
7 5	2 4 1 , 8 0 0	2 9 0 , 6 0 0
7 6	2 4 2 , 3 0 0	2 9 1 , 0 0 0
7 7	2 4 2 , 8 0 0	2 9 1 , 2 0 0
7 8	2 4 3 , 3 0 0	2 9 1 , 5 0 0
7 9	2 4 3 , 8 0 0	2 9 1 , 7 0 0
8 0	2 4 4 , 3 0 0	2 9 2 , 0 0 0
8 1	2 4 4 , 7 0 0	2 9 2 , 2 0 0

8 2	2 4 5 , 2 0 0	2 9 2 , 4 0 0
8 3	2 4 5 , 6 0 0	2 9 2 , 7 0 0
8 4	2 4 6 , 0 0 0	2 9 2 , 9 0 0
8 5	2 4 6 , 4 0 0	2 9 3 , 2 0 0
8 6	2 4 6 , 8 0 0	2 9 3 , 5 0 0
8 7	2 4 7 , 2 0 0	2 9 3 , 8 0 0
8 8	2 4 7 , 6 0 0	2 9 4 , 1 0 0
8 9	2 4 8 , 0 0 0	2 9 4 , 4 0 0
9 0	2 4 8 , 5 0 0	2 9 4 , 8 0 0
9 1	2 4 8 , 8 0 0	2 9 5 , 1 0 0
9 2	2 4 9 , 1 0 0	2 9 5 , 5 0 0
9 3	2 4 9 , 4 0 0	2 9 5 , 7 0 0
9 4		2 9 5 , 9 0 0
9 5		2 9 6 , 2 0 0
9 6		2 9 6 , 6 0 0
9 7		2 9 6 , 8 0 0
9 8		2 9 7 , 1 0 0
9 9		2 9 7 , 5 0 0
1 0 0		2 9 7 , 9 0 0
1 0 1		2 9 8 , 1 0 0
1 0 2		2 9 8 , 4 0 0
1 0 3		2 9 8 , 8 0 0
1 0 4		2 9 9 , 1 0 0
1 0 5		2 9 9 , 3 0 0
1 0 6		2 9 9 , 6 0 0
1 0 7		3 0 0 , 0 0 0
1 0 8		3 0 0 , 3 0 0

1 0 9		3 0 0, 5 0 0
1 1 0		3 0 0, 9 0 0
1 1 1		3 0 1, 3 0 0
1 1 2		3 0 1, 6 0 0
1 1 3		3 0 1, 8 0 0
1 1 4		3 0 2, 0 0 0
1 1 5		3 0 2, 3 0 0
1 1 6		3 0 2, 7 0 0
1 1 7		3 0 2, 9 0 0
1 1 8		3 0 3, 1 0 0
1 1 9		3 0 3, 4 0 0
1 2 0		3 0 3, 7 0 0
1 2 1		3 0 4, 1 0 0
1 2 2		3 0 4, 3 0 0
1 2 3		3 0 4, 6 0 0
1 2 4		3 0 4, 9 0 0
1 2 5		3 0 5, 2 0 0

(技能労務職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 技能労務職員の給与に関する条例（昭和43年3月広陵町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条の3第1項第1号及び第2号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

(広陵町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 広陵町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年3月広陵町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第1号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項第2号中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月広陵町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（次条において「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条中「職員（」の次に「地方公務員法第22条の2第1項に規定する」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中広陵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第10条の改正規定、同条の表に次のように加える改正規定及び同条例第18条に1項を加える改正規定は、同年1月1日から施行する。

議 案 第 8 7 号

広陵町学校給食費徴収条例の一部を改正すること
について

広陵町学校給食費徴収条例（平成6年3月広陵町条例第1
6号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年12月8日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町学校給食費徴収条例の一部を改正する条例

広陵町学校給食費徴収条例（平成6年3月広陵町条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の見出し中「令和5年度」の次に「から令和7年度まで」を加え、同項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「月額」を「月額をもって」に改め、「4,200円」の次に「を上限として」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議 案 第 8 8 号

広陵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育
事業の運営に関する基準を定める条例の一部を
改正することについて

広陵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例（平成26年9月広陵町条例第5
号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年12月8日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

広陵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月広陵町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第10項」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 8 9 号

広陵町放課後子ども育成教室条例の一部を改正
することについて

広陵町放課後子ども育成教室条例（平成20年3月広陵町
条例第15号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年12月8日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町放課後子ども育成教室条例の一部を改正する条例

広陵町放課後子ども育成教室条例（平成20年3月広陵町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表に次の1項を加える。

午後7時まで	6,000円
--------	--------

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議 案 第 9 0 号

広陵町下水道条例の一部を改正することについて

広陵町下水道条例（昭和59年3月広陵町条例第3号）の
一部を別紙のとおり改正する。

令和5年12月8日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町下水道条例の一部を改正する条例

広陵町下水道条例（昭和59年3月広陵町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第27条第3項第1号の表を次のように改める。

区分	1立方メートル当たりの使用料金額
一般排水	140円
中間排水	205円
特定排水	232円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の広陵町下水道条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から継続している公共下水道の使用で、同日から令和7年4月30日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定されるものに係る使用料については、なお従前の例による。

議 案 第 9 1 号

令和 5 年度 広陵町 一般会計 補正 予算 (第 5 号)

令和 5 年度 広陵町 一般会計 補正 予算 (第 5 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 238,165 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14,578,365 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 既定の地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 5 年 1 2 月 8 日 提出

広陵町長 山 村 吉 由

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
14 国庫支出金		千円 2,236,137	千円 10,242	千円 2,246,379
	2 国庫補助金	1,185,862	10,242	1,196,104
15 県支出金		1,097,855	15,385	1,113,240
	2 県補助金	495,999	15,385	511,384
17 寄附金		130,570	148,300	278,870
	1 寄附金	130,570	148,300	278,870
18 繰入金		253,844	32,957	286,801
	1 基金繰入金	236,606	32,957	269,563
19 諸収入		182,493	5,981	188,474
	5 雑入	157,318	5,981	163,299
20 町債		1,104,800	25,300	1,130,100
	1 町債	1,104,800	25,300	1,130,100
歳入合計		14,340,200	238,165	14,578,365

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 議会費		千円 123,075	千円 4,188	千円 127,263
	1 議会費	123,075	4,188	127,263
2 総務費		1,951,401	146,212	2,097,613
	1 総務管理費	1,702,192	141,937	1,844,129
	2 徴税費	146,097	△2,680	143,417
	3 戸籍住民基本台帳費	86,195	2,786	88,981
	4 選挙費	14,723	4,169	18,892
3 民生費		5,373,300	33,959	5,407,259
	1 社会福祉費	3,001,190	5,844	3,007,034
	2 児童福祉費	2,372,110	28,115	2,400,225
4 衛生費		1,951,561	6,517	1,958,078
	1 保健衛生費	573,701	△453	573,248
	2 清掃費	1,377,860	6,970	1,384,830
5 農商工費		355,926	3,872	359,798
	1 農業費	143,229	3,337	146,566
	2 商工費	212,697	535	213,232
6 土木費		1,400,685	△1,828	1,398,857
	1 土木管理費	110,035	△12,067	97,968
	4 都市計画費	193,254	10,239	203,493
8 教育費		1,322,631	13,541	1,336,172
	1 教育総務費	358,231	△14,450	343,781
	3 中学校費	112,339	813	113,152
	4 幼稚園費	261,482	15,796	277,278
	5 社会教育費	333,434	5,610	339,044
	6 保健体育費	52,096	5,772	57,868
9 災害復旧費		3,261	31,704	34,965
	1 農林業用施設災害復旧費	1,488	11,704	13,192

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計	
	2 公共土木施設災害復旧費	千円 1,773	千円 20,000	千円 21,773	
歳	出	合計	14,340,200	238,165	14,578,365

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業	金額
11 災害復旧費	1 農業用施設施設 災害復旧費	農業用施設施設災害復旧費	千円 11,704
	2 公共土木施設災 害復旧費	土木施設災害復旧費	20,000

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
町議会議員選挙費	令和6年度	千円 3,587

第4表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
高堤井堰災害復旧事業	千円 4,100	普通貸借又は証券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、財政の都合により繰上償還し、又は低利に借り換えすることができる。
赤部22号線災害復旧事業	21,200	同上	同上	同上

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
14 国庫支出金	2,236,137	10,242	2,246,379
15 県支出金	1,097,855	15,385	1,113,240
17 寄附金	130,570	148,300	278,870
18 繰入金	253,844	32,957	286,801
19 諸収入	182,493	5,981	188,474
20 町債	1,104,800	25,300	1,130,100
歳 入 合 計	14,340,200	238,165	14,578,365

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	123,075	4,188	127,263
2 総務費	1,951,401	146,212	2,097,613
3 民生費	5,373,300	33,959	5,407,259
4 衛生費	1,951,561	6,517	1,958,078
5 農商工費	355,926	3,872	359,798
6 土木費	1,400,685	△1,828	1,398,857
8 教育費	1,322,631	13,541	1,336,172
9 災害復旧費	3,261	31,704	34,965
歳 出 合 計	14,340,200	238,165	14,578,365

補正予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
			4,188
			146,212
17,085			16,874
		5,981	536
			3,872
			△1,828
			13,541
8,542	25,300		△2,138
25,627	25,300	5,981	181,257

2 歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
2 民生費国庫補助金	千円 423,452	千円 1,700	千円 425,152
7 災害復旧費国庫補助金	0	8,542	8,542
計	1,185,862	10,242	1,196,104

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	329,197	15,385	344,582
計	495,999	15,385	511,384

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

1 総務費寄附金	130,000	148,300	278,300
計	130,570	148,300	278,870

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	142,598	32,957	175,555
計	236,606	32,957	269,563

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会福祉費補助金	千円 1,700	介護保険事業費補助金	千円 1,700
1 農林業用施設災害復旧費国庫補助金	8,542	農地及び農業用施設災害復旧事業補助金	8,542

2 児童福祉費補助金	15,385	子ども医療費補助金	15,385

1 総務管理費寄附金	148,300	みどりのふるさと応援寄附金 ふるさと納税分 遺贈分（1件）	148,300 90,000 58,300

1 財政調整基金繰入金	32,957	財政調整基金繰入金	32,957

1 4 款 国庫支出金 1 5 款 県支出金 1 7 款 寄附金 1 8 款 繰入金

(款) 19 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の予算額	補正予算額	計
2 雑入	千円 156,096	千円 5,981	千円 162,077
計	157,318	5,981	163,299

(款) 20 町債

(項) 1 町債

9 災害復旧債	0	25,300	25,300
計	1,104,800	25,300	1,130,100

節		説	明
区 分	金 額		
1 雑入	千円 5,981	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	千円 5,981

1 農林業用施設災害 復旧債	4,100	高堤井堰災害復旧事業債	4,100
2 公共土木施設災害 復旧債	21,200	赤部22号線災害復旧事業債	21,200

19款 諸収入 20款 町債

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	千円 123,075	千円 4,188	千円 127,263	千円	千円	千円	千円 4,188
計	123,075	4,188	127,263				4,188

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	937,740	38,637	976,377				38,637
---------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

節・細節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
2 給料	1,280	01 議員報酬・給与費	4,188
2 一般職給	1,280	2 給料	1,280
		・一般職給	1,280
3 職員手当等	2,233	3 職員手当等	2,233
1 扶養手当	40	・扶養手当	40
2 地域手当	79	・地域手当	79
3 期末手当	1,277	・期末手当	1,277
4 勤勉手当	583	・勤勉手当	583
6 時間外勤務手当	1	・時間外勤務手当	1
7 通勤手当	81	・通勤手当	81
10 住居手当	112	・住居手当	112
15 児童手当	60	・児童手当	60
4 共済費	675	4 共済費	675
1 共済組合負担金	675	・共済組合負担金	675

2 給料	△3,166	01 給与費	△6,363
2 一般職給	△3,166	2 給料	△3,166
		・一般職給	△3,166
3 職員手当等	△1,260	3 職員手当等	△1,260
1 扶養手当	△448	・扶養手当	△448
		・地域手当	△132
		・期末手当	337

1 款 議会費 2 款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 財産管理費	610,788	103,300	714,088				103,300
計	1,702,192	141,937	1,844,129				141,937

節・細節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
2 地域手当	△132	・勤勉手当	45
3 期末手当	337	・管理職手当	105
4 勤勉手当	45	・時間外勤務手当	300
5 管理職手当	105	・通勤手当	△128
6 時間外勤務 手当	300	・住居手当	△96
7 通勤手当	△128	・児童手当	△260
10 住居手当	△96	・退職手当	△983
15 児童手当	△260	4 共済費	△1,937
16 退職手当	△983	・共済組合負担金	△1,937
4 共済費	△1,937	07 一般経費（産業総合支援課）	45,000
1 共済組合負 担金	△1,937	12 委託料	45,000
12 委託料	45,000	・ふるさと納税関係委託料	45,000
19 ふるさと納 税関係委託 料	45,000		
24 積立金	103,300	02 基金関係費	103,300
10 みどりのふ るさと応援 基金積立金	103,300	24 積立金	103,300
		・みどりのふるさと応援基金積立金	103,300
		ふるさと納税分	45,000
		遺贈分（1件）	58,300

2 款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 税務総務費	千円 96,126	千円 △2,680	千円 93,446	千円	千円	千円	千円 △2,680
計	146,097	△2,680	143,417				△2,680

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	86,195	2,786	88,981				2,786
-------------	--------	-------	--------	--	--	--	-------

節・細節		説 明	
区 分	金 額		
2 給料	千円 △1,698	01 給与費	千円 △2,680
2 一般職給	△1,698	2 給料	△1,698
		・一般職給	△1,698
3 職員手当等	△874	3 職員手当等	△874
1 扶養手当	159	・扶養手当	159
2 地域手当	△141	・地域手当	△141
3 期末手当	△227	・期末手当	△227
4 勤勉手当	△282	・勤勉手当	△282
5 管理職手当	△360	・管理職手当	△360
6 時間外勤務手当	170	・時間外勤務手当	170
7 通勤手当	△13	・通勤手当	△13
10 住居手当	△290	・住居手当	△290
15 児童手当	110	・児童手当	110
4 共済費	△108	4 共済費	△108
1 共済組合負担金	△108	・共済組合負担金	△108

2 給料	210	01 給与費	2,786
2 一般職給	210	2 給料	210
		・一般職給	210
3 職員手当等	1,778	3 職員手当等	1,778
		・地域手当	13

2 款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	86,195	2,786	88,981				2,786

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

1 選挙管理委員会費	6,516	275	6,791				275
------------	-------	-----	-------	--	--	--	-----

節・細節		金額	説明	金額
区分	金額			
	千円			千円
2 地域手当	13		・ 期末手当	135
			・ 勤勉手当	126
3 期末手当	135		・ 時間外勤務手当	1,238
			・ 通勤手当	26
4 勤勉手当	126		・ 住居手当	240
			4 共済費	798
6 時間外勤務 手当	1,238		・ 共済組合負担金	798
7 通勤手当	26			
10 住居手当	240			
4 共済費	798			
1 共済組合負 担金	798			

2 給料	59	01 給与費	275
2 一般職給	59	2 給料	59
		・ 一般職給	59
3 職員手当等	66	3 職員手当等	66
2 地域手当	4	・ 地域手当	4
3 期末手当	29	・ 期末手当	29
4 勤勉手当	27	・ 勤勉手当	27
6 時間外勤務 手当	6	・ 時間外勤務手当	6
4 共済費	150	4 共済費	150
		・ 共済組合負担金	150

2 款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 町議会議員 選挙費	0	3,894	3,894				3,894

節・細節		説	明
区 分	金 額		
	千円 150		千円
1 共済組合負担金			
1 報酬	58	01 町議会議員選挙費	3,894
16 選挙管理委員報酬	58	1 報酬	58
		・選挙管理委員報酬	58
		委員長（日額）11,500円×1/2×1人×3日	
		=17,250円	
		委員（日額）9,000円×1/2×3人×3日	
		=40,500円	
3 職員手当等	661	3 職員手当等	661
6 時間外勤務手当	625	・時間外勤務手当	625
12 管理職特別勤務手当	36	・管理職特別勤務手当	36
10 需用費	1,241	10 需用費	1,241
1 消耗品費	800	・消耗品費	800
3 食糧費	53	・食糧費	53
4 印刷製本費	388	・印刷製本費	388
11 役務費	142	11 役務費	142
1 通信運搬費	54	・通信運搬費	54
4 手数料	88	・手数料	88
12 委託料	626	12 委託料	626
13 電算委託料	200	・電算委託料	200
21 選挙関係委託料	426	期日前選挙システム保守等委託料	200
		・選挙関係委託料	426
		ポスター掲示場等設置委託料	426
13 使用料及び賃借料	1,166	13 使用料及び賃借料	1,166
34 ポスター掲示板賃借料	1,166	・ポスター掲示板賃借料	1,166

2 款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
計	千円 14,723	千円 4,169	千円 18,892	千円	千円	千円	千円 4,169

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総 務費	417,815	58	417,873				58
4 国民年金費	8,373	32	8,405				32

節・細節		説明
区分	金額	
	千円	千円

2 給料	△1,696	01 給与費	58
2 一般職給	△1,696	2 給料	△1,696
3 職員手当等	1,511	・一般職給	△1,696
1 扶養手当	△161	3 職員手当等	1,511
2 地域手当	△127	・扶養手当	△161
3 期末手当	365	・地域手当	△127
4 勤勉手当	210	・期末手当	365
5 管理職手当	△60	・勤勉手当	210
6 時間外勤務手当	2,000	・管理職手当	△60
7 通勤手当	△11	・時間外勤務手当	2,000
10 住居手当	△480	・通勤手当	△11
15 児童手当	△225	・住居手当	△480
4 共済費	243	・児童手当	△225
1 共済組合負担金	243	4 共済費	243
2 給料	12	・共済組合負担金	243
2 一般職給	12	01 給与費	32
3 職員手当等	10	2 給料	12
		・一般職給	12
		3 職員手当等	10
		・地域手当	1

2 款 総務費 3 款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
7 介護保険費	406,747	5,885	412,632	1,700			4,185
8 後期高齢者 医療費	455,955	△131	455,824				△131
計	3,001,190	5,844	3,007,034	1,700			4,144

節・細節		金額	説明	金額
区分	金額			
2 地域手当	1	千円	・ 期末手当	千円 24
3 期末手当	24		・ 勤勉手当	24
4 勤勉手当	24		・ 時間外勤務手当	△39
6 時間外勤務手当	△39		4 共済費	10
			・ 共済組合負担金	10
4 共済費	10			
1 共済組合負担金	10			
12 委託料	5,885		01 介護保険費	5,885
13 電算委託料	5,885		12 委託料	5,885
			・ 電算委託料	5,885
			介護保険システム等改修委託料	5,885
2 給料	45		02 給与費	△131
2 一般職給	45		2 給料	45
			・ 一般職給	45
3 職員手当等	△186		3 職員手当等	△186
2 地域手当	3		・ 地域手当	3
3 期末手当	25		・ 期末手当	25
4 勤勉手当	22		・ 勤勉手当	22
6 時間外勤務手当	△236		・ 時間外勤務手当	△236
4 共済費	10		4 共済費	10
1 共済組合負担金	10		・ 共済組合負担金	10

3 款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 児童福祉総 務費	千円 257,021	千円 33,693	千円 290,714	千円 15,385	千円	千円	千円 18,308

節・細節		説	明
区 分	金 額		
2 給料	千円 219	01 給与費	千円 1,289
2 一般職給	219	2 給料	219
		・一般職給	219
3 職員手当等	802	3 職員手当等	802
1 扶養手当	198	・扶養手当	198
2 地域手当	46	・地域手当	46
3 期末手当	111	・期末手当	111
4 勤勉手当	61	・勤勉手当	61
5 管理職手当	360	・管理職手当	360
6 時間外勤務手当	△163	・時間外勤務手当	△163
7 通勤手当	69	・通勤手当	69
15 児童手当	120	・児童手当	120
4 共済費	268	4 共済費	268
1 共済組合負担金	268	・共済組合負担金	268
19 扶助費	30,000	07 福祉医療費	30,000
1 医療費扶助費	30,000	19 扶助費	30,000
		・医療費扶助費	30,000
22 償還金、利子及び割引料	2,404	08 低所得子育て世帯生活支援特別給付金関係	2,404
12 国庫補助金返還金	2,282	22 償還金、利子及び割引料	2,404
14 県補助金返還金	122	・国庫補助金返還金	2,282
		新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金返還金（事業費）	400
		新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金返還金（事務費）	1,882
		・県補助金返還金	122
		新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金返還金（事務費）	122

3 款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 児童措置費	千円 1,252,628	千円 422	千円 1,253,050	千円	千円	千円	千円 422
3 保育所費	443,664	△3,212	440,452				△3,212
4 こども園費	257,747	△5,568	252,179				△5,568

節・細節		説	明
区 分	金 額		
22 償還金、利子及び割引料	千円 422	01 児童措置費	千円 422
12 国庫補助金返還金	337	22 償還金、利子及び割引料	422
14 県補助金返還金	85	・国庫補助金返還金	337
		児童手当交付金返還金	337
		・県補助金返還金	85
		児童手当交付金返還金	85
2 給料	△1,306	01 給与費	△3,212
2 一般職給	△1,306	2 給料	△1,306
3 職員手当等	△1,243	・一般職給	△1,306
1 扶養手当	△120	3 職員手当等	△1,243
2 地域手当	△78	・扶養手当	△120
3 期末手当	△306	・地域手当	△78
4 勤勉手当	△317	・期末手当	△306
6 時間外勤務手当	△30	・勤勉手当	△317
7 通勤手当	△94	・時間外勤務手当	△30
10 住居手当	△118	・通勤手当	△94
15 児童手当	△180	・住居手当	△118
4 共済費	△663	・児童手当	△180
1 共済組合負担金	△663	4 共済費	△663
		・共済組合負担金	△663
2 給料	△5,050	01 給与費	△5,568
2 一般職給	△5,050	2 給料	△5,050
3 職員手当等	706	・一般職給	△5,050
		3 職員手当等	706
		・扶養手当	396
		・地域手当	△208

3 款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 認定こども 園新設事業 費	15,712	2,780	18,492				2,780
計	2,372,110	28,115	2,400,225	15,385			12,730

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総 務費	211,298	△453	210,845				△453
---------------	---------	------	---------	--	--	--	------

節・細節		説	明
区 分	金 額		
1 扶養手当	千円 396	・ 期末手当	千円 484
2 地域手当	△208	・ 勤勉手当	94
3 期末手当	484	・ 管理職手当	300
4 勤勉手当	94	・ 時間外勤務手当	79
5 管理職手当	300	・ 通勤手当	△253
6 時間外勤務 手当	79	・ 住居手当	△126
7 通勤手当	△253	・ 児童手当	△60
10 住居手当	△126	4 共済費	△1,224
15 児童手当	△60	・ 共済組合負担金	△1,224
4 共済費	△1,224		
1 共済組合負 担金	△1,224		
18 負担金、補助及 び交付金	2,780	01 認定こども園新設事業	2,780
10 その他補助 金	2,780	18 負担金、補助及び交付金	2,780
		・ その他補助金	2,780
		東校区認定こども園整備に係る解体補助金	2,780

2 給料	△1,468	01 給与費	△453
2 一般職給	△1,468	2 給料	△1,468
		・ 一般職給	△1,468
3 職員手当等	1,331	3 職員手当等	1,331
		・ 扶養手当	159

3 款 民生費 4 款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 環境保全費	19,614	0	19,614			5,981	△5,981
計	573,701	△453	573,248			5,981	△6,434

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

1 清掃総務費	613,618	6,970	620,588				6,970
---------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

節・細節		説明	明
区分	金額		
	千円		千円
1 扶養手当	159	・地域手当	△69
2 地域手当	△69	・期末手当	879
3 期末手当	879	・勤勉手当	689
4 勤勉手当	689	・時間外勤務手当	△290
6 時間外勤務 手当	△290	・通勤手当	△87
7 通勤手当	△87	・住居手当	10
10 住居手当	10	・児童手当	40
15 児童手当	40	4 共済費	△316
4 共済費	△316	・共済組合負担金	△316
1 共済組合負 担金	△316		
		財源補正	

2 給料	3,767	01 給与費	6,970
2 一般職給	3,767	2 給料	3,767
3 職員手当等	2,083	・一般職給	3,767
1 扶養手当	△140	3 職員手当等	2,083
2 地域手当	214	・扶養手当	△140
3 期末手当	1,008	・地域手当	214
		・期末手当	1,008
		・勤勉手当	148
		・管理職手当	△60
		・時間外勤務手当	280
		・通勤手当	143

4 款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	1,377,860	6,970	1,384,830				6,970

(款) 5 農商工費

(項) 1 農業費

1 農業委員会 費	21,695	96	21,791				96
--------------	--------	----	--------	--	--	--	----

節・細節		金額	説明	金額
区分	金額			
4 勤勉手当	148	千円		千円
			・住居手当	250
			・児童手当	240
5 管理職手当	△60		4 共済費	1,120
			・共済組合負担金	1,120
6 時間外勤務手当	280			
7 通勤手当	143			
10 住居手当	250			
15 児童手当	240			
4 共済費	1,120			
1 共済組合負担金	1,120			

2 給料	15	01 給与費	96
2 一般職給	15	2 給料	15
		・一般職給	15
3 職員手当等	56	3 職員手当等	56
2 地域手当	1	・地域手当	1
3 期末手当	28	・期末手当	28
4 勤勉手当	27	・勤勉手当	27
4 共済費	25	4 共済費	25
1 共済組合負担金	25	・共済組合負担金	25

4 款 衛生費 5 款 農商工費

(款) 5 農商工費

(項) 1 農業費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 農業総務費	千円 37,794	千円 821	千円 38,615	千円	千円	千円	千円 821
3 農地費	21,208	2,420	23,628				2,420

節・細節		説	明
区 分	金 額		
2 給料	千円 △146	01 給与費	千円 821
2 一般職給	△146	2 給料	△146
3 職員手当等	886	・一般職給	△146
1 扶養手当	360	3 職員手当等	886
2 地域手当	△29	・扶養手当	360
3 期末手当	151	・地域手当	△29
4 勤勉手当	3	・期末手当	151
5 管理職手当	△300	・勤勉手当	3
6 時間外勤務手当	76	・管理職手当	△300
7 通勤手当	△111	・時間外勤務手当	76
10 住居手当	336	・通勤手当	△111
15 児童手当	400	・住居手当	336
4 共済費	81	・児童手当	400
1 共済組合負担金	81	4 共済費	81
1 共済組合負担金	81	・共済組合負担金	81
2 給料	888	01 給与費	2,420
2 一般職給	888	2 給料	888
3 職員手当等	1,047	・一般職給	888
1 扶養手当	318	3 職員手当等	1,047
2 地域手当	63	・扶養手当	318
3 期末手当	383	・地域手当	63
4 勤勉手当	282	・期末手当	383
1 扶養手当	318	・勤勉手当	282
2 地域手当	63	・時間外勤務手当	70
3 期末手当	383	・通勤手当	27
4 勤勉手当	282	・住居手当	△336
1 扶養手当	318	・児童手当	240
2 地域手当	63	4 共済費	485
3 期末手当	383	・共済組合負担金	485
4 勤勉手当	282		

5 款 農商工費

(款) 5 農商工費

(項) 1 農業費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	143,229	3,337	146,566				3,337

(款) 5 農商工費

(項) 2 商工費

1 商工振興費	166,598	535	167,133				535
---------	---------	-----	---------	--	--	--	-----

節・細節		金額	説明	金額
区分	金額			
6 時間外勤務手当	70	千円	・ 共済組合負担金	千円
7 通勤手当	27			485
10 住居手当	△336			
15 児童手当	240			
4 共済費	485			
1 共済組合負担金	485			

2 給料	138	01 給与費	535
2 一般職給	138	2 給料	138
		・ 一般職給	138
3 職員手当等	364	3 職員手当等	364
1 扶養手当	△163	・ 扶養手当	△163
2 地域手当	△16	・ 地域手当	△16
3 期末手当	328	・ 期末手当	328
4 勤勉手当	261	・ 勤勉手当	261
6 時間外勤務手当	△67	・ 時間外勤務手当	△67
7 通勤手当	21	・ 通勤手当	21
4 共済費	33	4 共済費	33
		・ 共済組合負担金	33

5 款 農商工費

(款) 5 農商工費

(項) 2 商工費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	212,697	535	213,232				535

(款) 6 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土木総務費	110,035	△12,067	97,968				△12,067
計	110,035	△12,067	97,968				△12,067

節・細節		説明
区分	金額	
1 共済組合負担金	千円 33	千円

2 給料	△6,446	01 給与費	△12,067
2 一般職給	△6,446	2 給料	△6,446
		・一般職給	△6,446
3 職員手当等	△3,832	3 職員手当等	△3,832
1 扶養手当	32	・扶養手当	32
2 地域手当	△400	・地域手当	△400
3 期末手当	△1,226	・期末手当	△1,226
4 勤勉手当	△851	・勤勉手当	△851
5 管理職手当	△360	・管理職手当	△360
6 時間外勤務手当	△518	・時間外勤務手当	△518
7 通勤手当	△33	・通勤手当	△33
10 住居手当	△611	・住居手当	△611
15 児童手当	135	・児童手当	135
4 共済費	△1,789	4 共済費	△1,789
1 共済組合負担金	△1,789	・共済組合負担金	△1,789

5 款 農商工費 6 款 土木費

(款) 6 土木費

(項) 4 都市計画費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 都市計画総務費	千円 81,531	千円 10,239	千円 91,770	千円	千円	千円	千円 10,239
計	193,254	10,239	203,493				10,239

(款) 8 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	178,174	△14,450	163,724				△14,450
--------	---------	---------	---------	--	--	--	---------

節・細節		説明	
区分	金額		
2 給料	千円 5,225	01 給与費	千円 10,239
2 一般職給	5,225	2 給料	5,225
		・一般職給	5,225
3 職員手当等	3,144	3 職員手当等	3,144
2 地域手当	334	・地域手当	334
3 期末手当	1,417	・期末手当	1,417
4 勤勉手当	1,214	・勤勉手当	1,214
5 管理職手当	330	・管理職手当	330
6 時間外勤務手当	△151	・時間外勤務手当	△151
4 共済費	1,870	4 共済費	1,870
1 共済組合負担金	1,870	・共済組合負担金	1,870

2 給料	△8,647	01 給与費	△14,450
2 一般職給	△8,647	2 給料	△8,647
		・一般職給	△8,647
3 職員手当等	△3,623	3 職員手当等	△3,623
1 扶養手当	△163	・扶養手当	△163
2 地域手当	△549	・地域手当	△549
3 期末手当	△1,563	・期末手当	△1,563
4 勤勉手当	△943	・勤勉手当	△943
		・管理職手当	△360
		・時間外勤務手当	44
		・通勤手当	△179
		・児童手当	90
		4 共済費	△2,180

6 款 土木費 8 款 教育費

(款) 8 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	358,231	△14,450	343,781				△14,450

(款) 8 教育費

(項) 3 中学校費

1 学校管理費	95,249	813	96,062				813
計	112,339	813	113,152				813

節・細節		金額	説明	金額
区分	金額			
5 管理職手当	千円 △360	・ 共済組合負担金	千円 △2,180	
6 時間外勤務手当	44			
7 通勤手当	△179			
15 児童手当	90			
4 共済費	△2,180			
1 共済組合負担金	△2,180			

2 給料	372	01 給与費	813
2 一般職給	372	2 給料	372
		・ 一般職給	372
3 職員手当等	267	3 職員手当等	267
2 地域手当	16	・ 地域手当	16
3 期末手当	144	・ 期末手当	144
4 勤勉手当	123	・ 勤勉手当	123
6 時間外勤務手当	△16	・ 時間外勤務手当	△16
4 共済費	174	4 共済費	174
1 共済組合負担金	174	・ 共済組合負担金	174

8款 教育費

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 幼稚園管理 費	千円 261,482	千円 15,796	千円 277,278	千円	千円	千円	千円 15,796
計	261,482	15,796	277,278				15,796

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育総 務費	38,399	1,990	40,389				1,990
---------------	--------	-------	--------	--	--	--	-------

節・細節		説明	
区分	金額		
2 給料	千円 △2,619	01 給与費	千円 △3,204
2 一般職給	△2,619	2 給料	△2,619
		・一般職給	△2,619
3 職員手当等	323	3 職員手当等	323
1 扶養手当	△36	・扶養手当	△36
2 地域手当	△136	・地域手当	△136
3 期末手当	135	・期末手当	135
4 勤勉手当	△32	・勤勉手当	△32
6 時間外勤務手当	94	・時間外勤務手当	94
7 通勤手当	△200	・通勤手当	△200
10 住居手当	318	・住居手当	318
15 児童手当	180	・児童手当	180
4 共済費	△908	4 共済費	△908
1 共済組合負担金	△908	・共済組合負担金	△908
12 委託料	19,000	03 一般経費（こども課）	19,000
15 施設管理等委託料	19,000	12 委託料	19,000
		・施設管理等委託料	19,000
		私立幼稚園運営委託料	19,000

2 給料	985	01 給与費	1,990
		2 給料	985

8 款 教育費

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 図書館費	148,859	△892	147,967				△892

節・細節		説	明
区 分	金 額		
2 一般職給	千円 985		千円 985
3 職員手当等	627	3 職員手当等	627
1 扶養手当	138	・ 扶養手当	138
2 地域手当	56	・ 地域手当	56
3 期末手当	320	・ 期末手当	320
4 勤勉手当	257	・ 勤勉手当	257
6 時間外勤務 手当	65	・ 時間外勤務手当	65
7 通勤手当	△89	・ 通勤手当	△89
15 児童手当	△120	・ 児童手当	△120
4 共済費	378	4 共済費	378
1 共済組合負 担金	378	・ 共済組合負担金	378
2 給料	77	01 給与費	841
2 一般職給	77	2 給料	77
3 職員手当等	361	・ 一般職給	77
2 地域手当	5	3 職員手当等	361
3 期末手当	98	・ 地域手当	5
4 勤勉手当	95	・ 期末手当	98
6 時間外勤務 手当	163	・ 勤勉手当	95
4 共済費	403	・ 時間外勤務手当	163
1 共済組合負 担金	403	4 共済費	403
		・ 共済組合負担金	403
		03 一般経費	△1,733
		12 委託料	△1,733
		・ その他委託料	△1,733
		図書館ホームページ作成委託料	△1,733

8款 教育費

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
3 公民館費	49,840	3,765	53,605				3,765
4 文化財保護 費	96,336	747	97,083				747

節・細節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	千円 △1,733		千円
38 その他委託料	△1,733		
2 給料	1,637	01 給与費	3,765
2 一般職給	1,637	2 給料	1,637
		・一般職給	1,637
3 職員手当等	1,378	3 職員手当等	1,378
1 扶養手当	△214	・扶養手当	△214
2 地域手当	103	・地域手当	103
3 期末手当	636	・期末手当	636
4 勤勉手当	518	・勤勉手当	518
5 管理職手当	300	・管理職手当	300
6 時間外勤務手当	△20	・時間外勤務手当	△20
7 通勤手当	55	・通勤手当	55
4 共済費	750	4 共済費	750
1 共済組合負担金	750	・共済組合負担金	750
2 給料	122	01 給与費	747
2 一般職給	122	2 給料	122
		・一般職給	122
3 職員手当等	481	3 職員手当等	481
2 地域手当	8	・地域手当	8
3 期末手当	66	・期末手当	66
4 勤勉手当	61	・勤勉手当	61
		・時間外勤務手当	71
		・住居手当	275
		4 共済費	144
		・共済組合負担金	144

8款 教育費

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	333,434	5,610	339,044				5,610

(款) 8 教育費

(項) 6 保健体育費

1 保健体育総 務費	52,096	5,772	57,868				5,772
計	52,096	5,772	57,868				5,772

節・細節		金額	説明
区分	金額		
6 時間外勤務手当	71	千円	
10 住居手当	275		
4 共済費	144		
1 共済組合負担金	144		
			千円

2 給料	2,807	01 給与費	5,772
2 一般職給	2,807	2 給料	2,807
		・一般職給	2,807
3 職員手当等	1,861	3 職員手当等	1,861
2 地域手当	159	・地域手当	159
3 期末手当	758	・期末手当	758
4 勤勉手当	665	・勤勉手当	665
6 時間外勤務手当	93	・時間外勤務手当	93
7 通勤手当	24	・通勤手当	24
10 住居手当	162	・住居手当	162
4 共済費	1,104	4 共済費	1,104
1 共済組合負担金	1,104	・共済組合負担金	1,104

8款 教育費

(款) 9 災害復旧費

(項) 1 農林業用施設災害復旧費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 農林業用施設災害復旧費	千円 1,488	千円 11,704	千円 13,192	千円 8,542	千円 4,100	千円	千円 △938
計	1,488	11,704	13,192	8,542	4,100		△938

(款) 9 災害復旧費

(項) 2 公共土木施設災害復旧費

1 土木施設災害復旧費	1,773	20,000	21,773		21,200		△1,200
計	1,773	20,000	21,773		21,200		△1,200

節・細節		説	明
区 分	金 額		
14 工事請負費	千円 11,704	01 農林業用施設災害復旧費	千円 11,704
47 災害復旧工 事	11,704	14 工事請負費 ・災害復旧工事 高堤井堰災害復旧工事	11,704 11,704 11,704

14 工事請負費	20,000	01 土木施設災害復旧費	20,000
47 災害復旧工 事	20,000	14 工事請負費 ・災害復旧工事 赤部22号線災害復旧工事	20,000 20,000 20,000

9款 災害復旧費

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備考	
		報 酬	給 料	期末手当	その他	計				
補正後	長 等	3		25,176	9,690	9,224	44,090	4,940	49,030	
	議 員	14	50,112		19,879		69,991	15,347	85,338	
	その他	732	29,037			4,248	33,285		33,285	
	計	749	79,149	25,176	29,569	13,472	147,366	20,287	167,653	
補正前	長 等	3		25,176	9,690	9,224	44,090	4,940	49,030	
	議 員	14	50,112		19,294		69,406	15,347	84,753	
	その他	728	28,979			4,248	33,227		33,227	
	計	745	79,091	25,176	28,984	13,472	146,723	20,287	167,010	
比 較	長 等									
	議 員				585		585		585	
	その他	4	58				58		58	
	計	4	58		585		643		643	

2 一 般 職

(1) 総 括

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	530	378,361	874,045	710,809	1,963,215	318,905	2,282,120	
補 正 前	539	378,361	888,429	701,097	1,967,887	319,309	2,287,196	
比 較	△ 9		△ 14,384	9,712	△ 4,672	△ 404	△ 5,076	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補 正 後	18,799	55,915	248,335	149,415	31,815
	補 正 前	18,444	56,695	243,104	146,305	31,920
	比 較	355	△ 780	5,231	3,110	△ 105
	区 分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補 正 後	25,578	12,965	36	167,951	
	補 正 前	22,358	13,717	36	168,518	
比 較	3,220	△ 752		△ 567		

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	248		831,888	638,165	1,470,053	253,907	1,723,960	
補 正 前	257		846,272	628,453	1,474,725	254,311	1,729,036	
比 較	△ 9		△ 14,384	9,712	△ 4,672	△ 404	△ 5,076	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補 正 後	18,799	53,383	187,807	149,415	31,815
	補 正 前	18,444	54,163	182,576	146,305	31,920
	比 較	355	△ 780	5,231	3,110	△ 105
	区 分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補 正 後	24,270	12,136	36	160,504	
	補 正 前	21,050	12,888	36	161,071	
	比 較	3,220	△ 752		△ 567	

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	282	378,361	42,157	72,644	493,162	64,998	558,160	
補 正 前	282	378,361	42,157	72,644	493,162	64,998	558,160	
比 較								

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補 正 後		2,532	60,528		
	補 正 前		2,532	60,528		
	比 較					
	区 分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補 正 後	1,308	829		7,447	
	補 正 前	1,308	829		7,447	
	比 較					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
報 酬		制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分			
給 料	△ 14,384	制度改正に伴う増減分	11,219		平均改定率 1.42%
		その他の増減分	△ 25,603	人材未確保による減 △11,501千円 職員退職による減 △8,194千円 異動等による減 △5,908千円	
職員手当	9,712	制度改正に伴う増減分	15,388	地域手当 700千円 期末手当0.05月分 6,472千円 勤勉手当0.05月分 5,902千円 時間外勤務手当 291千円 退職手当 2,023千円	
		その他の増減分	△ 5,676	人材未確保による減 △5,830千円 職員退職による減 △5,035千円 異動等による増 5,189千円	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たり給与

区 分		一般事務・技術職	技能労務職	特定任期付職員
令和5年11月1日現在	平均給料月額(円)	295,642	224,200	—
	平均給与月額(円)	344,893	240,752	—
	平均年齢(歳)	41	60	—
令和5年8月1日現在	平均給料月額(円)	293,562	223,200	—
	平均給与月額(円)	342,552	239,692	—
	平均年齢(歳)	40	60	—

イ 初任給

(円)

区 分		一 般 事 務 ・ 技 術 職	国 の 制 度
			一 般 職
高 校 卒	補正後	166,600	166,600
	補正前	154,600	154,600
短 学 卒	補正後	179,100	179,100
	補正前	167,100	167,100
大 学 卒	補正後	196,200	196,200
	補正前	185,200	185,200

ウ 級別職員数

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職								
	級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	合計
令和5年11月1日現在	職員数(人)	6	30	23	45	56	55	30	245
	構成比(%)	2.4	12.2	9.4	18.4	22.9	22.5	12.2	100
令和5年8月1日現在	職員数(人)	6	29	26	40	58	55	34	248
	構成比(%)	2.4	11.7	10.5	16.1	23.4	22.2	13.7	100
区 分	技 能 労 務 職								
	級	4級	3級	2級	1級				合計
令和5年11月1日現在	職員数(人)			2					2
	構成比(%)			100					100
令和5年8月1日現在	職員数(人)			2					2
	構成比(%)			100					100
区 分	特 定 任 期 付 職 員								
	級	5号	4号	3号	2号	1号			合計
令和5年11月1日現在	職員数(人)								
	構成比(%)								
令和5年8月1日現在	職員数(人)								
	構成比(%)								

(一般事務・技術職 級別の標準的な職務内容 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員)

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職
7 級	理事及び部長の職務
6 級	部次長、課長、館長、所長、認定こども園長及び主幹の職務
5 級	課長補佐、室長、参事、副館長、認定こども園副園長、幼稚園長、保育園長、上席主任教諭及び上席主任保育士の職務
4 級	参与、係長、調整員、主幹保育教諭、幼稚園副園長、保育園副園長、主任教諭及び主任保育士の職務
3 級	主任若しくは主任技師又は相当困難な業務を行う職務
2 級	主事若しくは技師又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職務
1 級	主事補若しくは技師補又は定型的な業務を行う職務

(一般事務・技術職 級別の標準的な職務内容 定年前再任用短時間勤務職員)

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職
7 級	理事及び部長に相当する職務
6 級	部次長、課長、館長、所長、認定こども園長及び主幹に相当する職務
5 級	課長補佐、室長、参事、副館長、認定こども園副園長、幼稚園長、保育園長、 上席主任教諭及び上席主任保育士に相当する職務
4 級	参与、係長、調整員、主幹保育教諭、幼稚園副園長、保育園副園長、主任教諭 及び主任保育士の職務
3 級	相当困難な業務を行う職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
1 級	定型的な業務を行う職務

(技能労務職 級別の標準的な職務内容 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員)

区 分	技 能 労 務 職
4 級	相当困難な業務を行う業務員の職務
3 級	困難な業務を行う業務員の職務
2 級	知識経験を必要とする業務を行う業務員の職務
1 級	単純な業務を行う業務員の職務

(技能労務職 級別の標準的な職務内容 定年前再任用短時間勤務職員)

区 分	技 能 労 務 職
4 級	相当困難な業務を行う業務員の職務
3 級	困難な業務を行う業務員の職務
2 級	知識経験を必要とする業務を行う業務員の職務
1 級	単純な業務を行う業務員の職務

(特定任期付職員 号別の標準的な職務内容)

区 分	特 定 任 期 付 職 員
5 号	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な 業務で重要なものに従事する場合
4 号	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な 業務に従事する場合
3 号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務 に従事する場合
2 号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従 事する場合
1 号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する 場合

エ 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種		
			一般職	技能労務職	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	248	246	2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	182	182		
	号給数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)	7	7	
		3号給 (人)	27	27	
		4号給 (人)	139	139	
		5号給以上 (人)	9	9	
比 率 (B) / (A) (%)	73.4	74.0			
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	257	255	2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	197	197		
	号給数別内訳	1号給 (人)	2	2	
		2号給 (人)	4	4	
		3号給 (人)	29	29	
		4号給 (人)	162	162	
		5号給以上 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)	76.7	77.3			

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月 分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.2	2.3	4.5	有	
補正前	2.2	2.2	4.4	有	
国の制度	2.2	2.3	4.5	有	

カ 定年退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の 者 (月分)	25年勤続の 者 (月分)	35年勤続の 者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加 算措置等	備 考
支 給 率	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900		
国の制度 (支給率)	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900		

キ 地域手当

区 分	全職員	
支 給 対 象 地 域	町内全域	東京都の特別区の区域
支 給 率 (%)	6	20
支 給 対 象 職 員 数 (人)	247	1
国の指定基準に基づく支給率 (%)	6	20

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		一般職	技能労務職
給料総額に対する比率 (%)	0.002	0.002	—
支給対象職員の比率 (%) (令和5年11月1日現在)	1.210	1.210	—
代表的な特殊勤務手当の名称	防疫作業従事手当 行旅病人又は行旅死亡人収容護送作業従事手当 犬、猫等死体処理従事手当		

ケ その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

議 案 第 9 2 号

令和5年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)

令和5年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ154,643千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,719,905千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月8日提出

広陵町長 山村吉由

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 県支出金		千円 2,592,226	千円 140,000	千円 2,732,226
	1 県補助金	2,592,226	140,000	2,732,226
5 繰越金		0	14,643	14,643
	1 繰越金	0	14,643	14,643
歳 入 合 計		3,565,262	154,643	3,719,905

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 保険給付費		千円 2,408,708	千円 140,000	千円 2,548,708
	1 療養諸費	2,104,808	90,000	2,194,808
	2 高額療養費	287,353	50,000	337,353
6 諸支出金		5,000	6,781	11,781
	1 償還金及び還付加算金	5,000	6,781	11,781
8 基金積立金		0	7,862	7,862
	1 基金積立金	0	7,862	7,862
歳 出 合 計		3,565,262	154,643	3,719,905

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
2 県支出金	2,592,226	140,000	2,732,226
5 繰越金	0	14,643	14,643
歳 入 合 計	3,565,262	154,643	3,719,905

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
2 保険給付費	2,408,708	140,000	2,548,708
6 諸支出金	5,000	6,781	11,781
8 基金積立金	0	7,862	7,862
歳 出 合 計	3,565,262	154,643	3,719,905

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 140,000	千円	千円	千円
			6,781
			7,862
140,000			14,643

2 歳 入

(款) 2 県支出金

(項) 1 県補助金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 保険給付費等交付金	千円 2,592,226	千円 140,000	千円 2,732,226
計	2,592,226	140,000	2,732,226

(款) 5 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	0	14,643	14,643
計	0	14,643	14,643

節		説	明
区 分	金 額		
1 保険給付費等交付金（普通交付金）	千円 140,000	普通交付金	千円 140,000

1 繰越金	14,643	令和4年度歳計剰余金	14,643

2 款 県支出金 5 款 繰越金

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般被保険者療養給付費	千円 2,068,010	千円 90,000	千円 2,158,010	千円 90,000	千円	千円	千円 0
計	2,104,808	90,000	2,194,808	90,000			0

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

1 一般被保険者高額療養費	286,853	50,000	336,853	50,000			0
計	287,353	50,000	337,353	50,000			0

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

1 一般被保険者保険税還付金	5,000	2,000	7,000				2,000
2 償還金	0	4,781	4,781				4,781
計	5,000	6,781	11,781				6,781

節・細節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	千円 90,000	01 一般被保険者療養給付費	千円 90,000
		18 負担金、補助及び交付金	90,000
		・一般被保険者療養給付費	90,000
29 一般被保険者療養給付費	90,000		

18 負担金、補助及び交付金	50,000	01 一般被保険者高額療養費	50,000
		18 負担金、補助及び交付金	50,000
		・一般被保険者高額療養費	50,000
33 一般被保険者高額療養費	50,000		

22 償還金、利子及び割引料	2,000	01 一般被保険者保険税還付金	2,000
		22 償還金、利子及び割引料	2,000
		・保険税還付金	2,000
8 保険税還付金	2,000		
22 償還金、利子及び割引料	4,781	01 償還金	4,781
		22 償還金、利子及び割引料	4,781
		・県補助金返還金	4,781
14 県補助金返還金	4,781		

2 款 保険給付費 6 款 諸支出金

(款) 8 基金積立金

(項) 1 基金積立金

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 国保財政調整基金積立金	千円 0	千円 7,862	千円 7,862	千円	千円	千円	千円 7,862
計	0	7,862	7,862				7,862

節・細節		説	明
区 分	金 額		
24 積立金	千円 7,862	01 国保財政調整基金積立金	千円 7,862
12 国保財政調整基金積立金	7,862	24 積立金 ・ 国保財政調整基金積立金	7,862 7,862

8 款 基金積立金

議 案 第 9 3 号

令和5年度広陵町下水道事業会計補正予算
(第1号)

第1条 令和5年度広陵町下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 債務負担行為を予算第11条とし、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
下水道事業経営戦略改定業務委託	令和6年度	10,000千円

令和5年12月8日提出

広陵町長 山 村 吉 由

1 債務負担行為に関する調書

(単位:千円)

事項	限度額	前年度末までの 支払義務発生 (見込)額		当該年度以降の 支払義務発生 予定額		左の財源内訳
		期間	金額	期間	金額	下水道事業収益
下水道事業経営戦略改 定業務委託	10,000			令和6年度	10,000	10,000

議 案 第 9 4 号

古寺川調整池整備工事（4工区）に係る請負契約
の締結について

次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき
契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月
広陵町条例第4号）第2条の規定により、議会の議決を求め
る。

令和5年12月8日提出

広陵町長 山 村 吉 由

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 古寺川調整池整備工事（4工区）に係る請負契約 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 118,038,800円 |
| 4 契約の相手方 | 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷46番地3
笹井・大斗特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社笹井コーポレーション
代表取締役 笹井 良浩
構成員 大斗興産株式会社
代表取締役 吉川 卓伸 |
| 5 契約期間 | 議決の日から令和6年9月30日まで |

議案第95号

町道の路線認定について

別紙町道の路線を認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月8日提出

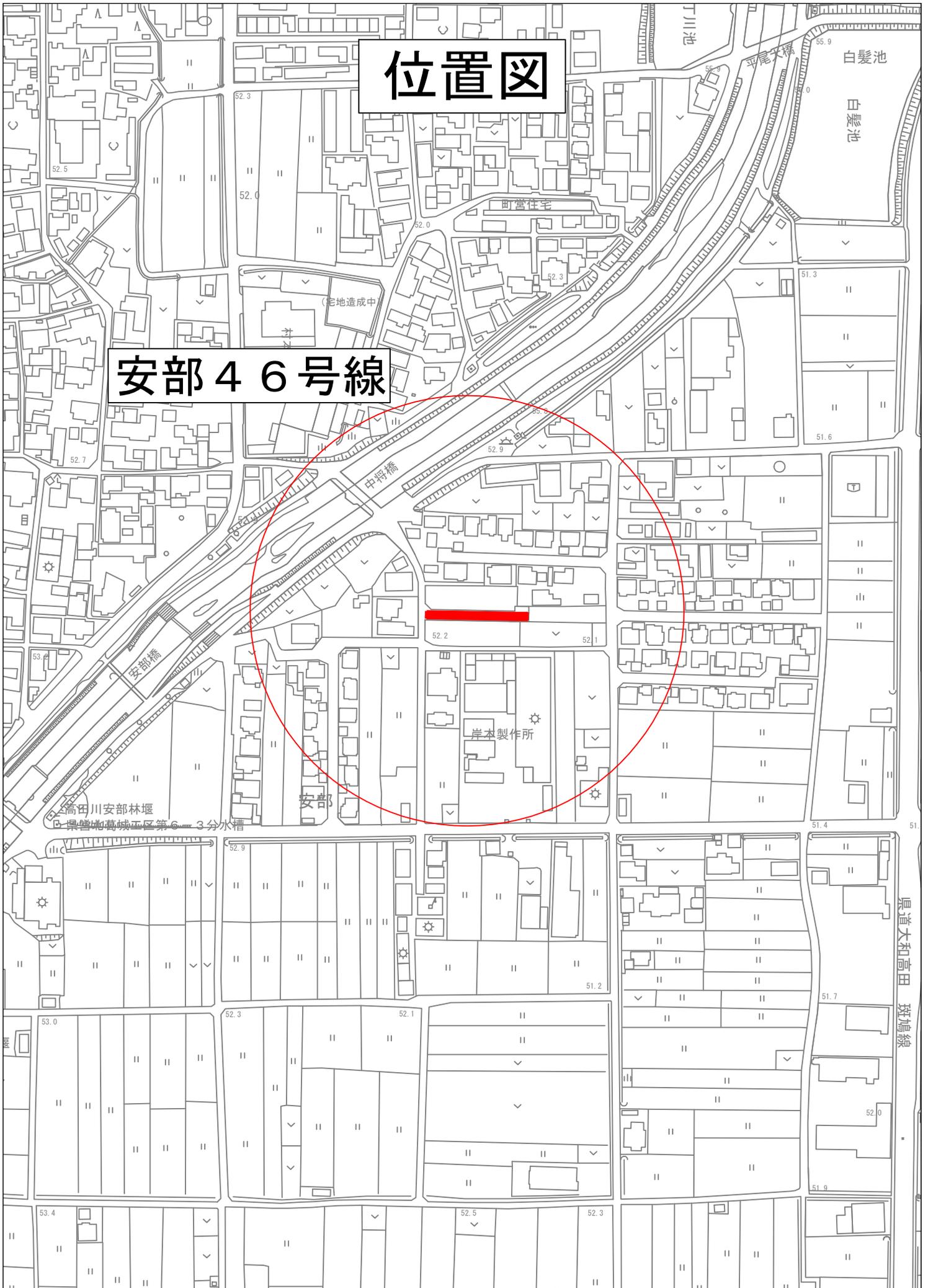
広陵町長 山村吉由

認 定 路 線

路 線 番 号	路 線 名	起 点 番 先 从 終 点 番 先 まで	延 長 (m)	幅 員 (m)
1346	安部46号線	安部8番7 安部13番1	59.60	最大 9.80 最小 6.00
1751	赤部51号線	三吉元赤部方65番6 三吉元赤部方185番6	203.00	最大 13.00 最小 6.00
1752	赤部52号線	三吉元赤部方55番5 三吉元赤部方185番22	193.00	最大 13.00 最小 6.00
1753	赤部53号線	三吉元赤部方55番16 三吉元赤部方55番13	42.50	最大 13.00 最小 6.00
1754	赤部54号線	三吉元赤部方185番15 三吉元赤部方185番16	22.70	最大 9.50 最小 6.00
1827	齐音寺27号線	三吉元齐音寺方426番6 三吉元齐音寺方426番11	110.00	最大 13.00 最小 6.00
1932	笠32号線	笠271番9 笠271番6	51.50	最大 9.00 最小 6.00
5219	大野20号線	大野552番7 大野552番8	30.50	最大 13.00 最小 6.00
5325	萱野25号線	萱野412番 萱野423番	105.00	最大 6.70 最小 5.00

位置図

安部46号線



詳細図



【 路 線 名 】	安部 4 6 号 線
【 起 点 】	安部 8 番 7
【 終 点 】	安部 1 3 番 1
【 延 長 】	5 9 . 6 0 m
【 最 大 幅 員 】	9 . 8 0 m
【 最 小 幅 員 】	6 . 0 0 m

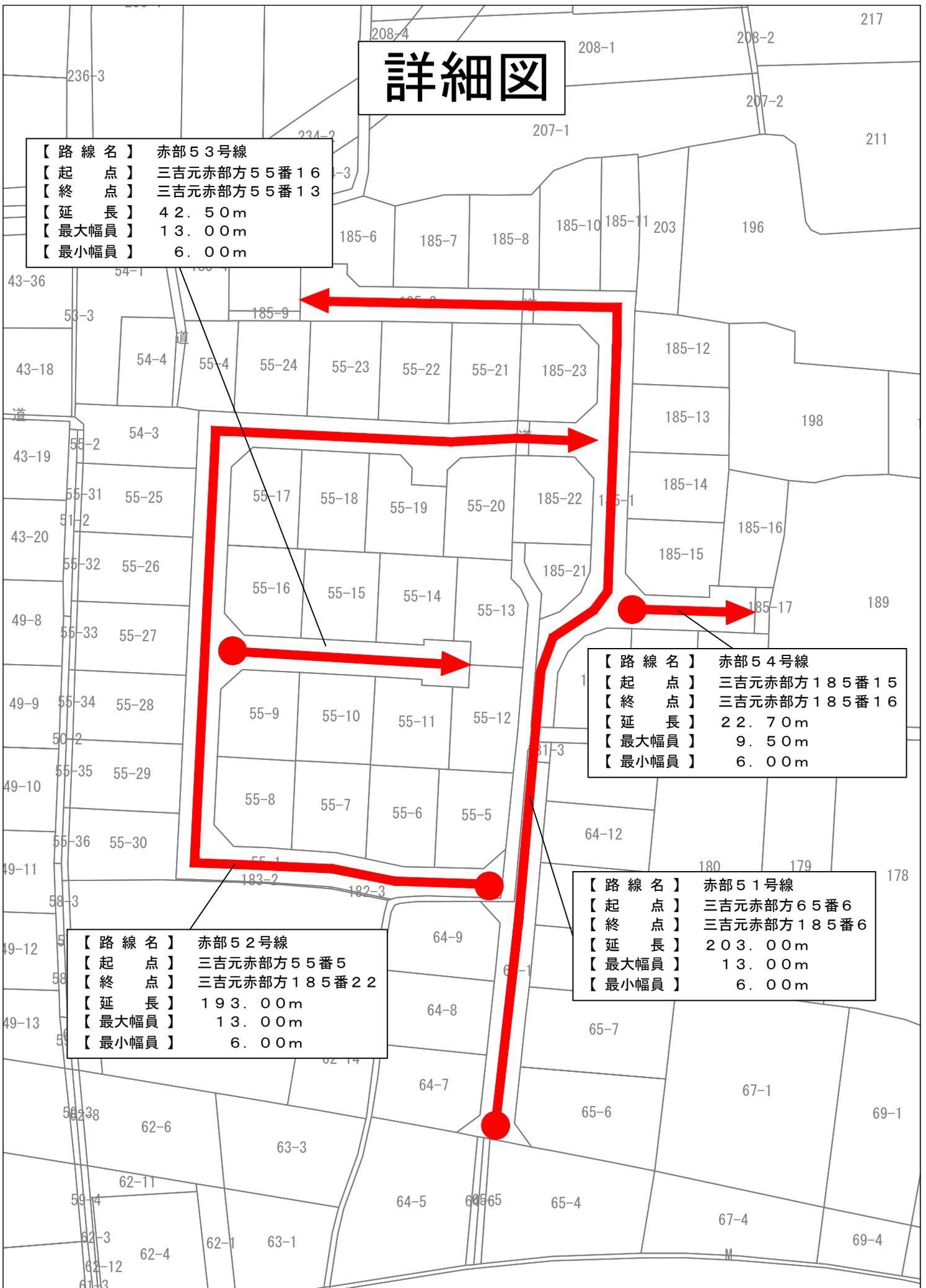
詳細図

【路線名】 赤部53号線
 【起 点】 三吉元赤部方55番16
 【終 点】 三吉元赤部方55番13
 【延 長】 42.50m
 【最大幅員】 13.00m
 【最小幅員】 6.00m

【路線名】 赤部54号線
 【起 点】 三吉元赤部方185番15
 【終 点】 三吉元赤部方185番16
 【延 長】 22.70m
 【最大幅員】 9.50m
 【最小幅員】 6.00m

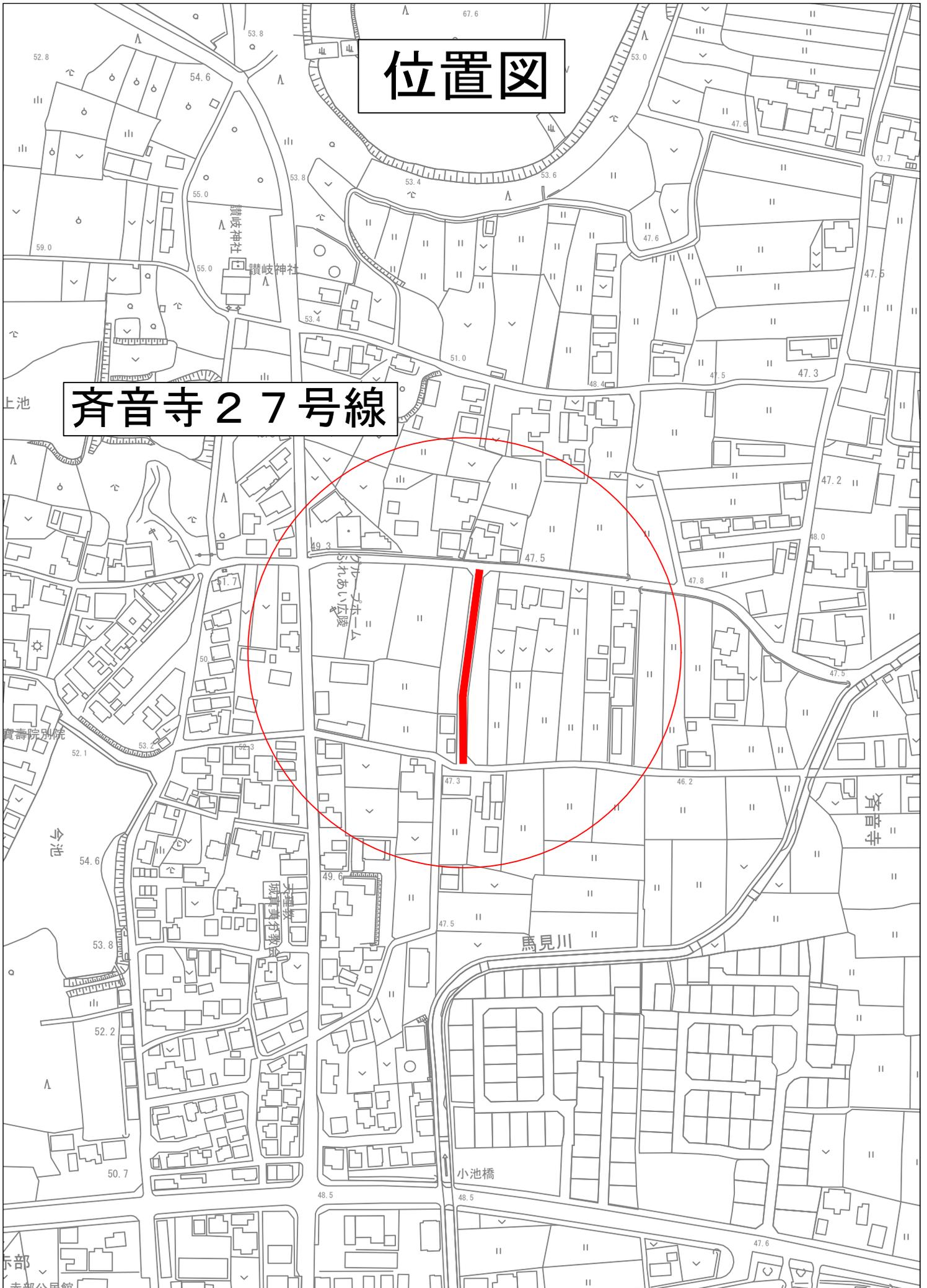
【路線名】 赤部51号線
 【起 点】 三吉元赤部方65番6
 【終 点】 三吉元赤部方185番6
 【延 長】 203.00m
 【最大幅員】 13.00m
 【最小幅員】 6.00m

【路線名】 赤部52号線
 【起 点】 三吉元赤部方55番5
 【終 点】 三吉元赤部方185番22
 【延 長】 193.00m
 【最大幅員】 13.00m
 【最小幅員】 6.00m

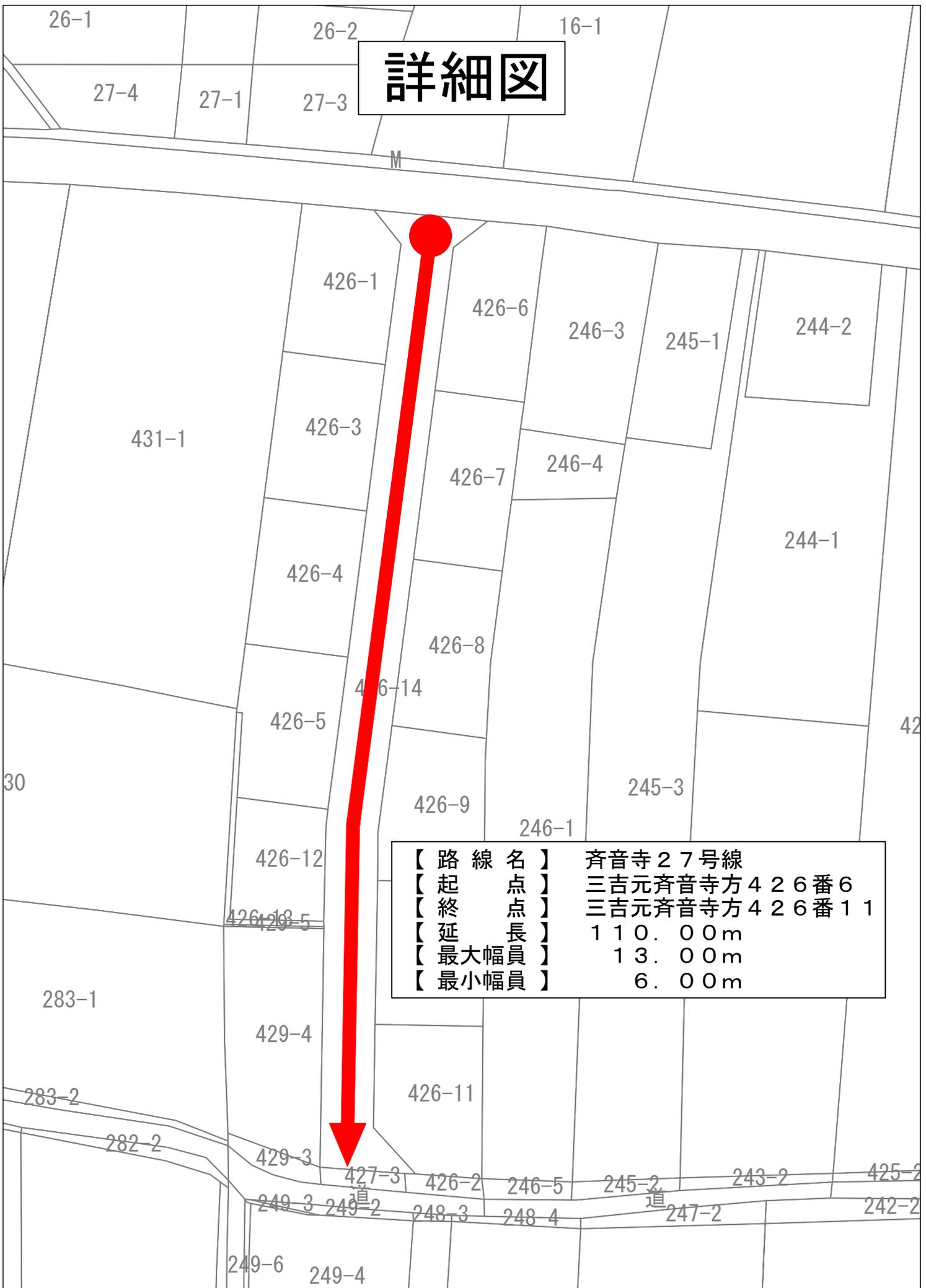


位置図

齊音寺 27号線



詳細図



【 路線名 】	齐音寺 27号線
【 起 点 】	三吉元齐音寺方 4 2 6 番 6
【 終 点 】	三吉元齐音寺方 4 2 6 番 1 1
【 延 長 】	1 1 0. 0 0m
【 最大幅員 】	1 3. 0 0m
【 最小幅員 】	6. 0 0m

位置図

笠 3 2 号線

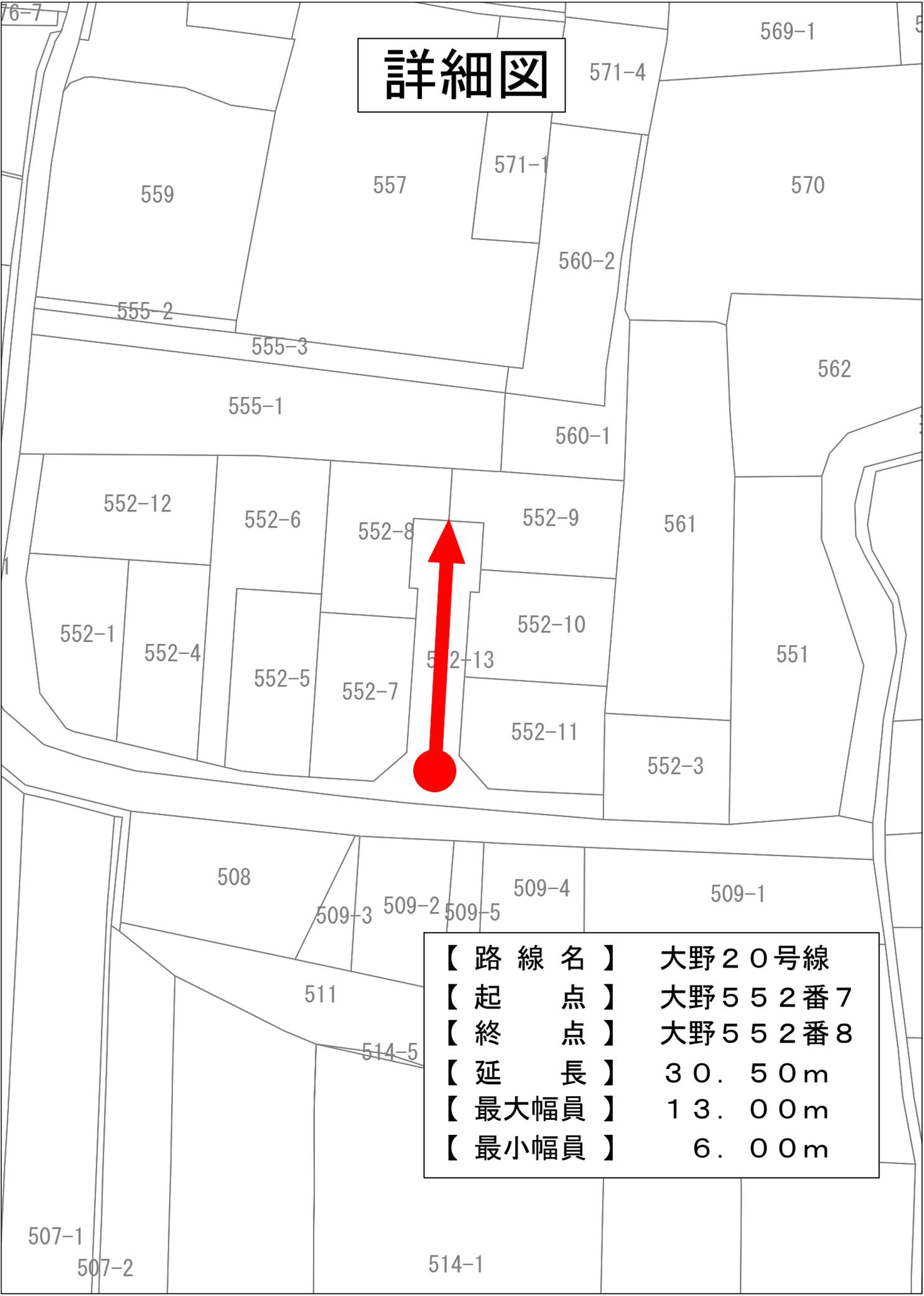




詳細図

【 路線名 】	笠 3 2 号線
【 起 点 】	笠 2 7 1 番 9
【 終 点 】	笠 2 7 1 番 6
【 延 長 】	5 1 . 5 0 m
【 最大幅員 】	9 . 0 0 m
【 最小幅員 】	6 . 0 0 m

詳細図



位置図

萱野25号線



詳細図



【 路 線 名 】	萱野 2 5 号線
【 起 点 】	萱野 4 1 2 番
【 終 点 】	萱野 4 2 3 番
【 延 長 】	1 0 5 . 0 0 m
【 最大幅員 】	6 . 7 0 m
【 最小幅員 】	5 . 0 0 m

議 案 第 9 6 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定について、次のとおり議会の議決を求める。

令和5年12月8日提出

広陵町長 山村 吉 由

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
はしお元気村

- 2 指定管理者となる団体
広陵いきいきプロジェクト
代表者 兵庫県神戸市中央区海岸通6番地
国際ライフパートナー株式会社
代表取締役 荒谷 明彦

- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和8年3月31日まで